



# 養育費の取決めに

## かかる費用を松阪市が補助します

上限3万円

### ① 養育費の取決めにに関する公正証書等作成促進補助金

取決め方法 ※取決めは各自で行っていただきます。	補助対象経費 ※いずれも養育費に関する費用のみ
<p>○公正証書</p> <p>国の機関である公証人が作成する公文書です。取り決める両者が公証役場へ行き、両者で合意した内容を書面にします。強制執行認諾条項があれば、養育費が不払いの場合に強制執行ができます。</p>	<p>○公証役場に支払った公証人手数料 (目安)</p> <p>養育費月額42,000~83,000円の場合、公証人手数料17,000円</p> <p>※公証人手数料以外に正本・謄本代や送達手数料等数千円かかりますが、補助対象外となります。</p>
<p>○家庭裁判所の調停・審判</p> <p>調停委員が両者の仲介をして話し合いをまとめ、書面にします。調定がまとまらない場合は、審判に移行し、裁判所が相当と認める養育費について決定します。養育費が不払いの場合は、履行勧告や強制執行ができます。</p>	<p>○申し立て費用</p> <p>・収入印紙代 ・戸籍謄本等取得手数料 ・裁判所からの連絡用郵便切手代</p> <p>(目安)</p> <p>収入印紙代 1,200円(×子の人数) 戸籍謄本 450円 連絡用切手代 調停は1,000円程度 裁判は6,000円程度</p>
<p>○家庭裁判所の裁判</p> <p>離婚を求める訴訟の中で、離婚と同時に養育費についても判決で決めてもらうことができます。養育費が不払いの場合は、履行勧告や強制執行ができます。</p>	

### ② 養育費保証契約促進補助金

上限5万円

契約方法 ※契約は各自で行っていただきます。	補助対象経費
<p>○養育費保証契約</p> <p>上記のいずれかの方法で取り決めた養育費について、保証会社と1年以上の養育費保証契約(養育費の支払い者からの支払いがない場合に保証会社が立て替える契約)を結びます。</p>	<p>○初回の保証料</p> <p>料金は保証会社や契約内容によって異なります。</p>

※対象者や申請方法等は裏面へ

■申請・お問い合わせ■

松阪市役所こども未来課 こども手当・給付係

TEL(0598)53-4081

〒515-8515 松阪市殿町1340番地1 松阪市役所1階(窓口⑩)

	① 養育費の取決めに 関する公正証書等作成促進補助金	② 養育費保証契約促進補助金
補助対象 経費	養育費の取決めに要する経費のうち、本人が負担する下記の経費 ●公正証書の作成に要する手数料 ●家庭裁判所の調停の申立て又は裁判に要する収入印紙代、手続き用の郵便切手代、戸籍謄本等取得手数料	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回の保証料として本人が負担する経費
補助金額	補助対象経費の全額(上限3万円)	補助対象経費の全額(上限5万円)
補助対象者	松阪市内在住で、交付申請時においてひとり親であって、次の要件を全て満たす方 ●養育費の取決めに <u>かかる経費を負担した</u> こと ●養育費の取決めに <u>かかる債務名義を有している</u> こと(令和3年4月1日以降のもの) ●養育費の取決めの対象となる <u>児童を現に扶養している</u> こと	松阪市内在住で、交付申請時において、ひとり親であって、次の要件を全て満たす方 ●養育費の取決めに <u>かかる債務名義を有している</u> こと ●養育費の取決めの対象となる <u>児童を現に扶養している</u> こと ●令和3年4月1日以降に保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること ●過去にこの補助金を受給していないこと
申請期日	公正証書等を作成した日(令和3年4月1日以降の日に限る)以降で、上記の要件をすべて満たした日の翌日から <u>6か月以内</u>	養育費保証契約を締結した日(令和3年4月1日以降の日に限る)の翌日から <u>6か月以内</u>
申請窓口	松阪市役所 こども未来課 こども手当・給付係(窓口①)	
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書</li> <li>●児童扶養手当の受給資格がない方は、本人及びその扶養している児童の戸籍謄本</li> <li>●補助対象となる経費の領収書等 領収書には①宛先②領収年月日③領収金額④取引内容(但し書き)⑤領収者の住所、氏名及び領収印が必要(郵便局又は官公署が発行するレシートは②③のみで可能)</li> <li>●養育費の取決めに交わした文書(公正証書、調停調書など)</li> <li>●申請者名義の金融機関の口座がわかるもの(通帳など)</li> <li>●その他書類(必要な場合のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書</li> <li>●児童扶養手当の受給資格がない方は、本人及びその扶養している児童の戸籍謄本</li> <li>●補助対象となる経費の領収書等 領収書には、①宛先②領収年月日③領収金額④取引内容(但し書き)⑤領収者の住所、氏名及び領収印が必要</li> <li>●養育費の取決めに交わした文書(公正証書、調停調書など)</li> <li>●保証会社と締結した養育費保証契約書</li> <li>●申請者名義の金融機関の口座がわかるもの(通帳など)</li> <li>●その他書類(必要な場合のみ)</li> </ul>

※他の自治体で同様の補助金を受給している場合は対象外となります。